

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

株式会社ハピネット

株式会社ハピネットファントム・スタジオ

2021年4月1日

東京都台東区駒形二丁目4番5号
株式会社ハピネット
代表取締役社長 榎本 誠一

東京都台東区駒形二丁目4番5号
株式会社ハピネットファントム・スタジオ
代表取締役社長 小西 啓介

吸収分割に係る事後開示事項

株式会社ハピネット（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社ハピネットファントム・スタジオ（以下、「承継会社」といいます。）は、2021年2月9日付けで締結した吸収分割契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、分割会社の営む映像メーカー部門に関して有する権利義務の一部を承継会社が承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法784条の2、会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、分割会社において会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、会社法第787条第3項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

分割会社は、承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は行っておりません。

3. 承継会社における第 796 条の 2、第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について

本件分割は、会社法第 796 条 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、承継会社において会社法第 796 条第 1 項に定める略式吸収分割に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の定めに従い、2021 年 2 月 22 日付官報により、その債権者に対して同項所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の定めによる異議申述を行った債権者はいませんでした。なお、承継会社には、催告すべき知っている債権者がいないことから、各別の催告は行っておりません。

4. 承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社より、2021 年 4 月 1 日をもって、分割会社の営む映像メーカー一部門に関して有する権利義務の一部を承継しました。これに伴い、吸収分割契約書に定める資産、負債及び契約上の地位を承継いたしました。

なお、承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

承継資産の額：金 1,082 百万円

承継負債の額：金 587 百万円

5. 本件分割による変更の登記をした日

本件分割における分割会社及び承継会社の登記申請は、2021 年 4 月 1 日に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上